

今金町議会平成30年第2回（6月）定例会は、会期を6月14日～15日までの2日間と決め、町長行政報告、教育委員会教育長の任命、条例制定、条例の一部改正、規則の一部改正、平成30年度各会計補正予算、議員の派遣、意見案について慎重審議し、会期を1日残して閉会しました。

第2回定例会

●今金町議会政務活動費の交付に関する条例制定について

- 議会改革活性化推進特別委員会報告に基づき、議会運営委員会で協議を重ね、今後さらに多様化する町行政の事務事業に対応するため議員の資質向上とともに、議員研修等への迅速な取り組みを推進するため、本条例を制定するもの。（原案可決）

※政務活動費の概要については4Pに掲載

●今金町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

- 改選後において大きな事業が想定されるため、今後においては総務厚生常任委員会、産業教育常任委員会を一常任委員会として、議員一丸となつた常任委員会運営をされることが望ましいとの議会改革活性化推進特別委員会報告に基づき、本条例の一部を改正するもの。（原案可決）

●今金町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

- 休会の取り扱いの明確化を図るとともに、今金町議会委員会条例の一部改正に併せて関連する文言整理を行なうため、本規則の一部を改正するもの。（原案可決）

●今金町教育委員会教育長の任命について

- 平成30年6月30日をもって任期満了となる今金町教育委員会教育長に引き続き、田中俊一氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。（原案同意）
○賛 成11票 ●反 対0票

●今金町介護老人保健施設及び今金町訪問看護ステーション職員特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 人事院における一般職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則の一部改正が平成30年3月30日付けて制定されたことを受け、本施設等勤務職員の夜間看護等手当の額を変更するため、本条例の一部を改正しようとするもの。（原案可決）

●今金町国保病院職員特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 人事院における一般職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則の一部改正が平成30年3月30日付けて制定されたことを受け、国保病院勤務職員の夜間看護等手当の額を変更するため、本条例の一部を改正しようとするもの。（原案可決）

●平成30年度各会計補正予算（歳出）

平成30年度予算（一般会計）		
今回補正額	2億8,912万6千円追加	
補正後の額	66億8,610万3千円	
補正予算の 主な内容	○賃貸住宅整備促進支援事業補助金	2,300万9千円追加
	○住宅リフォーム助成事業補助金	1,000万0千円追加
	○温泉動力装置設置業務委託料（あったからんど）	1,730万0千円追加
	○あったからんど源泉上屋建設・設備工事	1,230万0千円追加
	○あったからんど源泉周辺整備工事	950万0千円追加
	○産業基盤整備促進支援事業補助金（農林振興課）	2,666万0千円追加
	○今金町国営緊急農地再編整備事業負担金支払基金積立金	5,000万0千円追加
	○ピリカスキー場索道施設修繕	6,600万0千円追加
	○クアプラザピリカ管理用備品購入費	3,767万6千円追加
	○ピリカスキー場索道施設検査業務委託料	222万5千円追加
	○今金中学校改築敷地調査業務委託料	650万0千円追加
平成30年度予算（特別会計・7会計）		
今回補正額	1,634万4千円追加	
補正後の額	32億7,016万3千円	
補正予算の 主な内容	○国民健康保険特別会計事業勘定	2,133万6千円追加
	○後期高齢者医療特別会計	134万8千円減額
	○介護保険特別会計	868万5千円減額
	○介護老人保健施設特別会計	39万1千円減額
	○国民健康保険特別会計施設勘定	238万2千円追加
	○簡易水道事業特別会計	304万6千円追加
	○公共下水道事業特別会計	4千円追加

議員の派遣について承認

1. 全道町村議会議員研修会

- (1) 目的 北海道町村議會議長会主催の議員研修を受け、議会活性化と資質の向上を図る。
- (2) 場所 札幌市
- (3) 期間 平成30年7月3日～4日（2日間）
- (4) 派遣議員 全議員（12名）

2. 今金中学校改築に係る調査特別委員会道内行政視察

- (1) 目的 松前中学校の校舎・体育館・グラウンド等の具体的な整備内容及び工コスクール等の教育環境の整備状況、北斗市運動公園の多目的広場の整備状況及び利用状況、江差中学校の校舎・体育館等の土地活用及び具体的な整備内容等を調査研究するため。
- (2) 場所 松前町・北斗市・江差町
- (3) 期間 平成30年7月10日～11日（2日間）
- (4) 派遣議員 今金中学校改築に係る調査特別委員会委員11名・議長（計12名）

3. 全道議会広報研修会

- (1) 目的 北海道町村議會議長会主催の広報研修を受け、議会広報誌の編集発行に資する。
- (2) 場所 札幌市
- (3) 期間 平成30年8月21日～22日（2日間）
- (4) 派遣議員 広報発行常任委員（5名）

平成31年度から政務活動費を導入

導入経緯

議会改革活性化推進特別委員会を平成28年12月14日に設置し、議会改革と活性化を図るため、15の調査項目について協議・検討を進めました。平成29年12月4日付けの委員会報告では、政務活動費については今後さらに多様化する町行政の事務事業に対応する議員の資質向上とともに、議員研修等への迅速な取り組み等を考えた時、これを導入することが望ましいという報告に基づき、更に議会運営委員会で協議を重ねた結果、平成31年度から政務活動費を導入することを決定いたしました。

政務活動費とは

政務活動費とは、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定により、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として交付するお金のことです。

政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書、活動の概要、領収書等を議長に提出し、透明性の確保と説明責任を果たさなければなりません。

なお、政務活動費は、法第232条の2（普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。）の規定に基づく「補助金」としての性格を有することから、政務活動費はその目的に沿った支出が必要であり、目的外使用や残金が生じた場合は返還しなければなりません。

交付額

政務活動費は議員に対して交付するもので、交付額は議員1人あたり月額10,000円です。

政務活動費に関することは、今金町議会政務活動費の交付に関する条例、今金町議会政務活動費に関する規則により定められております。

政務活動費に要する経費

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う町の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催も含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員の参加に要する経費
広報・公聴費	議員が行う活動の広報・公聴活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費